

島根県医師国民健康保険組合からのお知らせ

1. 医師国保組合に対する補助金制度(インセンティブ)へのご協力をお願いします！

～年度末に向けお早めに各種検診等助成金の申請手続きをお願いします～

国は、国民健康保険組合に対し、以下の項目についてそれぞれ実績毎のポイントにより補助金が上乗せされる制度を行っています。各項目の実績向上が組合への補助金アップにつながり、加入者の皆様に還元されることとなります。組合員の先生方のご理解とご協力をお願いいたします。

① 特定健診の受診率向上について

特定健診は3月末迄できます！

請求漏れをご確認の上、お早めに国保連合会に費用請求(データ提供)して下さい。

1月末現在の受診率は 33.8% です〔前年同月実績：36%〕

※ 内訳：組合員20.9%、家族24.9%、従業員45%

- ・ 先生同士での健診をお奨めします！…自己健診は認められませんが、別の医師の署名による自家健診は差し支えありません。
- ・ 「人間ドック」や「職場健診」、「各郡市医師会等で実施される健康診断」のデータも特定健診データとして利用できます。

② 特定保健指導の実施率向上について

本組合では、特定健診受診者で特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）の対象となった皆さんには、「特定保健指導利用券」をお送りし、保健指導の実施をお願いしております。

組合員の先生による自院での家族・従業員への保健指導の実施は可能です。最終の実績評価後は直接本組合に費用請求を行っていただけますので、手続きは簡単です。

③ がん検診受診率の向上について

本組合では、「がん検診事業」として加入者の皆さまに向けた健康管理、疾病の早期発見などにお役立ていただくよう検診費用の助成（対象：①胃がん、②肺がん、③大腸がん、④乳がん、⑤子宮頸がん）を行っております。

※島根大学附属病院で実施された島根県医師会会員向け「休日ドック」、職場における定期健康診断など、各種保健事業の申請漏れをご確認ください。

「マイナンバーカードの普及・利用促進に係る広報」がインセンティブ制度のポイントになっています
～ご理解とご協力をお願いします～

1. マイナンバーカードを利用した「オンライン資格確認」の開始についての広報
2. マイナンバーカードを利用した医療機関・薬局での各種サービスについての広報
 - ・ 被保険者証として利用できます（限度額認定証等の情報も付加されています）
 - ・ 特定健診や薬の情報をマイナポータルで一括管理し自身の健康管理に役立てられます（医療機関・薬局側も閲覧可能に）
3. マイナンバーカードを利用した「コンビニ交付サービス」についての広報
 - ・ コンビニなどで住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明書を取得できます。（住民票は医師国保組合への加入や住所変更の届出に利用できます）

2. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

～まずは医師国保組合事務局にご照会ください～

本組合では、この度の「新型コロナウイルス感染症」に係る感染等の影響を受けて、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等での症状で感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することが出来なかった期間について傷病手当金を支給致します。

(組規約第16条の2)

適用となる期間は、令和2年1月1日から令和4年3月31日までの間です。

本傷病手当金の支給を受けるためには申請が必要となります。申請方法並びに申請様式の請求や記入方法など、ご不明な点は医師国保組合事務局までお知らせください。申請様式は組合HPにも掲載しております。

3. 医療費通知を活用した医療費控除申告に係る医療費通知書〔暦年分〕の送付について

本組合では、「医療費通知 (はがきサイズ)」として、隔月 (奇数月) に受診実績のある組合員・准組合員 (従業員) に向けお知らせしています。これは、受診歴と費用額等についてご確認いただくためにお知らせするものです。

更に、医療費通知書は、所得税等確定申告に係る医療費控除に利用できることから「令和3年分医療費に係る通知書〔暦年分〕 (封書サイズ)」を2月中旬に組合員・准組合員 (従業員) 毎に発送しております。それぞれ該当の皆様にお渡し下さいますようお願いいたします。

※ 昨年1年間に受診歴のない方には発行しておりません。

※ 「医療費通知書」は、再発行ができませんので大切に保管してご利用ください。

4. 新年度を迎えるにあたって

医師国保組合から他の保険に移られた場合は、資格喪失手続きが必要となります！

- ・ ご家族などが就職等により、被用者保険など他の保険に移られた場合は、医師国保組合の喪失手続きが必要となります。(保険者変更の手続きは自動的に行われません。)

〔提出いただく書類〕

1. (様式第2号-2) 国民健康保険被保険者資格喪失届
2. 被用者保険の被保険者証の写し (喪失日を確認するために必要です)
3. 医師国保組合の被保険者証

- ・ 進学により遠隔地に居住する場合は、「国民健康保険法第116条該当届 (様式第3号)」の提出をお願いいたします。

〔提出いただく書類〕

1. (様式第3号) 国民健康保険法第116条「該当・非該当」届
2. 該当届の場合は「在学証明書 (写)」又は「学生証 (写)」

※ 各種申請様式は、医師国保組合HPからダウンロードできます。

～ 保険加入、保険給付、各種健診費用助成等どんなことでもお気軽にお問い合わせください ～

島根県医師国民健康保険組合 Tel : 0852-26-3100 URL : <https://shimane-ikokuho.or.jp>